# 令和元年9月秋田市議会定例会提出案件目次

	DI .	
番号	件	名
100	→ 1 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	なの カナルエナフル
133	秋田市功労者等の待遇に関する条例等	,, = , , = ,,
134	秋田市職員の分限に関する手続及び	効果に関する条例の一部を収
105	正する件	明 <i>よっな関係の</i> 如ナルエよ
135	秋田市職員の懲戒の手続及び効果に	<b>対する条例等の一部を以上す</b>
100	る件	到の カナルエイフル
136	秋田市職員の育児休業等に関する条件	
137	秋田市議員報酬、報酬等の額および・	ての文紹力伝に関する条例の
138	一部を改正する件	Z 11+
	秋田市職員給与条例の一部を改正する 秋田市会計年度任用職員の給与等に	• •
139 140	秋田市職員の退職手当に関する条例の	
140	秋田市手数料条例の一部を改正する	
141	秋田市中銀科条例の一部を改正する4 秋田市印鑑条例の一部を改正する件	+
142	秋田市小規模水道施設条例の一部を記述する件	なて 子 ス <i>は</i>
143	秋田市災害弔慰金の支給等に関する	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
144	秋田市特定教育・保育施設および特別	
145	担額等に関する条例の一部を改正する	
146	秋田市子ども・子育て支援法に基づ	
140	改正する件	\ 旭杯に関する未例の一部を
147	→ 秋田市家庭的保育事業等の設備およる	び海骨に則する其準を守める
147	※ 条例の一部を改正する件	い連合に関する基準を定める
148	秋田市長期優良住宅建築等計画認定	笠手粉料冬励む上が秋田吉低
140	炭素建築物新築等計画認定等手数料。	
149	秋田市建築物エネルギー消費性能適	
149	を改正する件	日 压利足等于数件未例 0
150	→ で以上する〒 → 秋田市公営企業職員の給与に関する≨	冬例の一部を改正する供
151	奥羽本線秋田駅構内千秋山崎こ道橋	
101	する協定を締結する件	(区外) 利阪工事 ジ施刊に関
152	市道路線を認定する件	
153	サル舎等整備事業サル舎新築工事請り	自契約を締結する <b>件</b>
154	市道川尻新屋線新川橋架替工事(床)	
101	する件	
155	土地および建物を売り払う件	
156	令和元年度秋田市一般会計補正予算	(第3号)の件
157	令和元年度秋田市学校給食費会計補」	
158	平成30年度秋田市水道事業会計決算記	•
159	平成30年度秋田市下水道事業会計決算	
160	平成30年度秋田市農業集落排水事業	, n = 1 = 1 ;

#### 議案第133号

秋田市功労者等の待遇に関する条例等の一部を改正する件

秋田市功労者等の待遇に関する条例等の一部を次のように改正する。

令和元年9月2日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市功労者等の待遇に関する条例等の一部を改正する条例 (秋田市功労者等の待遇に関する条例の一部改正)

第1条 秋田市功労者等の待遇に関する条例 (昭和29年秋田市条例第14 号)の一部を次のように改正する。

第9条中「又は第2号のいずれか」を削り、「第3号」を「第2号」 に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第9条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

(秋田市消防団員の定員および任免に関する条例の一部改正)

第2条 秋田市消防団員の定員および任免に関する条例(昭和40年秋田市 条例第21号)の一部を次のように改正する。

第5条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。 第6条中「前条第3号」を「前条第2号」に改める。

(秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行条例の一部 改正)

第3条 秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行条例 (平成5年秋田市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第15条中「、次の各号のいずれかに該当することとなった」を「禁錮以上の刑に処せられた」に、「当該」を「、当該」に改め、同条各号を削る。

(秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第4条 秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理事業施行条例(平成5年秋田市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第15条中「、次の各号のいずれかに該当することとなった」を「禁錮以上の刑に処せられた」に、「当該」を「、当該」に改め、同条各号を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)の施行に伴い、本市における欠格事由等に係る規定を整備するため、改正しようとするものである。

#### 議案第134号

秋田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正 する件

秋田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を次のよう に改正する。

令和元年9月2日提出

#### 秋田市長 穂 積 志

秋田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正 する条例

秋田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和26年秋田市 条例第41号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第1項および第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第5条中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、令和元年12月14日から施行する。

#### 提案理由

地方公務員法の一部改正(平成29年法律第29号)等に伴い、会計年度任 用職員の休職の期間について定めるとともに、規定を整備するため、改正 しようとするものである。

#### 議案第135号

秋田市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例等の一部を改正する 件

秋田市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例等の一部を次のように改 正する。

令和元年9月2日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例等の一部を改正する 条例

(秋田市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 秋田市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和26年秋田市 条例第42号)の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項第1号に 掲げる職員にあっては、秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例 (令和元年秋田市条例第 号)第2条第1項第1号に規定する基本報 酬)」を加える。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第2条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年秋田市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年秋 田市条例第37号)の一部を次のように改正する。 第2条第2項第3号および第11条第3号中「第22条第1項」を「第22 条」に改める。

(秋田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第4条 秋田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年秋田市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条中「地方公務員法」の次に「第22条の2第1項第2号に掲げる 職員および同法」を加える。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

#### 提案理由

地方公務員法の一部改正(平成29年法律第29号)等に伴い、会計年度任 用職員の懲戒処分に係る減給について定めること等とするとともに、規定 を整備するため、改正しようとするものである。

#### 議案第136号

秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件

秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和元年9月2日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 秋田市職員の育児休業等に関する条例(平成4年秋田市条例第6号)の 一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員
  - ア 次のいずれにも該当する非常勤職員
    - (ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。) に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
    - (4) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。 以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達 日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、 2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了することおよび特定職に引き続き 採用されないことが明らかでない非常勤職員
    - (ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員
  - イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号および同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職

員に限る。)

- ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
- 第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

- 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲 げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。
  - (1) 次号および第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する 子の1歳到達日
  - (2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条および次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2箇月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項および第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)
  - (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員 が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる 場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲

げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日

- ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合
- イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続 的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場 合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当

するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の 1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが 継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める 場合に該当する場合
- 第3条に次の2号を加える。
- (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規 定に該当すること。
- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている 非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、 又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当 該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間 の初日とする育児休業をしようとすること。
- 第7条第2項中「している職員」の次に「(会計年度任用職員を除 く。)」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加 える。
- 2 前項の規定にかかわらず、育児休業をしている地方公務員法第22条の 2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」とい う。)の期末手当の支給については、別に定めるところによる。
- 第8条中「した職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加える。
  - 第9条に次の1項を加える。
- 3 前2項の規定にかかわらず、育児休業をした会計年度任用職員の退職 手当の取扱いについては、別に定めるところによる。
  - 第23条を次のように改める。
    - (部分休業をすることができない職員)
- 第23条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員 とする。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下 「再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)
  - ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
  - イ 勤務日の日数および勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定め る非常勤職員

第24条第1項中「勤務時間」の次に「(非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)」を加え、同条第2項中「(昭和22年法律第49号)」を削り、「勤務しない職員」の次に「(非常勤職員を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

第25条第1項中「(臨時的に任用される職員を除く。)」を削り、同条 第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年秋田市条例第 号)第8条および第18条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第14条又は第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

# 提案理由

地方公務員法の一部改正(平成29年法律第29号)に伴い、会計年度任用職員の育児休業等について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

#### 議案第137号

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する件

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を 次のように改正する。

令和元年9月2日提出

#### 秋田市長 穂 積 志

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例(昭和22 年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「条例は」の次に「、別に定めるものを除くほか」を加え、「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

第4条中「(外国語指導助手にあっては、同条例別表第1の8級以下3 級以上の職務にある者)」を削る。

別表第2外国語指導助手の項を削る。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

#### 提案理由

地方公務員法の一部改正(平成29年法律第29号)等による会計年度任用職員制度への移行等に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

#### 議案第138号

秋田市職員給与条例の一部を改正する件

秋田市職員給与条例の一部を次のように改正する。

令和元年9月2日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市職員給与条例の一部を改正する条例

秋田市職員給与条例 (昭和28年秋田市条例第4号) の一部を次のように 改正する。

第3条第1項中「臨時又は」を削る。

第23条第6項中「、もしくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項 の規定により失職し」を削る。

第26条第1項中「、もしくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、もしくは失職し」を削る。

第26条の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第27条第1項中「、もしくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項 の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、もしくは失職し」 を削る。

第28条(見出しを含む。)中「臨時又は」を削る。

附則第17項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲 げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第17項の改正規定 公布の日
- (2) 第23条、第26条の2 および第27条の改正規定ならびに次項 の規定 令和元年12月14日

#### (経過措置)

2 前項第2号に掲げる規定の施行の日前に成年被後見人等の権利の制限 に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和 元年法律第37号)第44条の規定による改正前の地方公務員法(昭和25年 法律第261号)(以下この項において「旧地方公務員法」という。)第 16条第1号に該当して旧地方公務員法第28条第4項の規定により失職し た職員に係る期末手当および勤勉手当の支給については、改正後の秋田 市職員給与条例第23条第6項、第26条第1項および第4項、第26条の2 第2号(同条例第23条第7項および第27条第5項において準用する場合 を含む。)ならびに第27条第1項および第2項第1号の規定にかかわら ず、なお従前の例による。

#### 提案理由

地方公務員法の一部改正(平成29年法律第29号)等に伴い、臨時的任用職員の給与の取扱いを改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

#### 議案第139号

秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例を設定する件

秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例を次のように設定する。

令和元年9月2日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例 (趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項および地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)附則第5項において準用する地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条第4項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与、費用弁償等に関し必要な事項を定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与)

- 第2条 会計年度任用職員の給与は、次の各号に掲げる会計年度任用職員 の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
  - (1) 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「第1号会計年度任用職員」という。) 基本報酬(正規の勤務時間による勤務に対する報酬をいう。以下同じ。)ならびに地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当および宿日直手当に相当する報酬ならびに期末手当
  - (2) 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「第2号会計年度任用職員」という。) 給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当および期末手当

- 2 会計年度任用職員の職は、第15条第1項に規定する給料表の職務の級のいずれかに格付することとし、同項に規定する給料表により会計年度任用職員に基本報酬又は給料を支給しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、職務の性質上これにより難い職にある者の 給与の額は、秋田市職員給与条例(昭和28年秋田市条例第4号。以下 「給与条例」という。)の適用を受ける職員との権衡および職務の特殊 性を考慮して、別に定める。

(会計年度任用職員の給与の支給)

第3条 会計年度任用職員の給与は、給与条例第5条の規定の例により支給する。

(第1号会計年度任用職員の基本報酬)

- 第4条 第1号会計年度任用職員に支給する基本報酬は、月額、日額又は 時間額で定める。
- 2 第1号会計年度任用職員に支給する基本報酬の月額は、当該第1号会計年度任用職員を同一の職務に従事する第2号会計年度任用職員として任用したとしたならば適用を受けることとなる給料月額(以下この条において「基準月額」という。)に、当該第1号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 3 第1号会計年度任用職員に支給する基本報酬の日額は、基準月額を21 で除して得た額に、当該第1号会計年度任用職員について定められた1 日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 第1号会計年度任用職員に支給する基本報酬の時間額は、基準月額を 162.75で除して得た額とする。

(第1号会計年度任用職員の基本報酬の調整額)

第5条 第1号会計年度任用職員には、給与条例第7条の2の規定の例に より算定した額を基本報酬の調整額として支給する。

(第1号会計年度任用職員の地域手当に相当する報酬)

第6条 給与条例第10条の2第1項に規定する地域に在勤する第1号会計 年度任用職員には、第4条の規定により算定した基本報酬の額および前 条の規定により算定した基本報酬の調整額の合計額に、給与条例第10条の2第2項各号(第3号を除く。)に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を地域手当に相当する報酬として支給する。

(第1号会計年度任用職員の特殊勤務手当に相当する報酬)

第7条 給与条例第13条第1項に規定する勤務に従事する第1号会計年度 任用職員には、同条の規定の例により算定した額を特殊勤務手当に相当 する報酬として支給する。

(第1号会計年度任用職員の報酬の減額)

第8条 第1号会計年度任用職員が勤務しないときは、その勤務しないことについて特に承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間について、第4条第1項に規定する基本報酬の区分に応じて、第14条各号に規定する勤務1時間当たりの報酬額(以下「勤務1時間当たり報酬額」という。)を減額して報酬を支給する。

(第1号会計年度任用職員の時間外勤務手当に相当する報酬)

- 第9条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた第1号会計年度任用職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間について、勤務1時間当たり報酬額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。
  - (1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した第1号会計年度任用職員に休日勤務手当に相当する報酬が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。) における勤務
  - (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務
- 2 第1号会計年度任用職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務

時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年秋田市条例第4号。以下「勤務時間条例」という。)第5条の規定の例により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)外に勤務することを命ぜられた第1号会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間について、勤務1時間当たり報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。ただし、第1号会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。
- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた第1号会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間について、勤務1時間当たり報酬額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。
- 5 勤務時間条例第8条の3第1項の規定の例により時間外代休時間を指定された場合において、当該時間外代休時間に第1号会計年度任用職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当に相当する報酬の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間について、勤務1時間当たり報酬額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する規則で

定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当に相当する報酬を支給することを要しない。

6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(第1号会計年度任用職員の休日勤務手当に相当する報酬)

- 第10条 第1号会計年度任用職員には、正規の勤務日が勤務時間条例第9 条に規定する祝日法による休日(勤務時間条例第10条第1項の規定の例 により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を 勤務した第1号会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。 以下「祝日法による休日等」という。) および勤務時間条例第9条に規 定する年末年始の休日(勤務時間条例第10条第1項の規定の例により代 休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した 第1号会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下 「年末年始の休日等」という。) に当たっても、正規の報酬を支給する。
  - 2 祝日法による休日等(勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定の例により毎日曜日を週休日と定められている第1号会計年度任用職員以外の第1号会計年度任用職員にあっては、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第4条および第5条の規定の例により定められた週休日に当たるときは、別に定める日)および年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた第1号会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間について、勤務1時間当たり報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当に相当する報酬として支給する。ただし、正規の勤務時間外に勤務しても、休日勤務手当に相当する報酬は、支給しない。

(第1号会計年度任用職員の夜間勤務手当に相当する報酬)

第11条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤

務する第1号会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、 勤務1時間について、勤務1時間当たり報酬額の100分の25を夜間勤務 手当に相当する報酬として支給する。

(第1号会計年度任用職員の報酬に係る端数計算)

第12条 勤務1時間当たり報酬額および前3条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当に相当する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれをときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(第1号会計年度任用職員の宿日直手当に相当する報酬)

- 第13条 宿日直勤務を命ぜられた第1号会計年度任用職員には、その勤務 1回について4,400円を超えない範囲内において規則で定める額を宿日 直手当に相当する報酬として支給する。ただし、執務が行われる時間が 執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で 規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、 その額は、6,600円を超えない範囲内において規則で定める額とする。
- 2 前項の勤務は、第9条、第10条第2項および第11条の勤務には含まれ ないものとする。

(第1号会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

- 第14条 第1号会計年度任用職員に支給する勤務1時間当たりの報酬額は、 次の各号に掲げる第1号会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定 める額とする。
  - (1) 基本報酬が月額により定められている第1号会計年度任用職員 第4条第2項の規定により算定した基本報酬の月額および第5条の規定により算定した基本報酬の調整額の月額ならびにこれらに対する地域手当に相当する報酬の月額の合計額(第21条第1項第1号において「月額基本報酬等合計額」という。)に12を乗じて得た額を、当該第1号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの正規の勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額

- (2) 基本報酬が日額により定められている第1号会計年度任用職員 第4条第3項の規定により算定した基本報酬の日額および第5条の規定により算定した基本報酬の調整額の日額ならびにこれらに対する地域手当に相当する報酬の日額の合計額(第21条第1項第2号において「日額基本報酬等合計額」という。)を、当該第1号会計年度任用職員について定められた1日当たりの正規の勤務時間で除して得た額
- (3) 基本報酬が時間額により定められている第1号会計年度任用職員 第4条第4項の規定により算定した基本報酬の時間額および第5条の 規定により算定した基本報酬の調整額の時間額ならびにこれらに対す る地域手当に相当する報酬の時間額の合計額

(第2号会計年度任用職員の給料)

- 第15条 第2号会計年度任用職員には、給与条例別表第1のアの行政職給料表(1)又は別表第2のイの医療職給料表(2)に定める額の給料を支給する。
- 2 第2号会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難および責任の度に 基づきこれを前項に規定する給料表に定める職務の級に分類するものと し、分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、次の各号に掲げる給 料表の区分に応じ、当該各号に定める等級別基準職務表のとおりとする。
  - (1) 給与条例別表第1のアの行政職給料表(1) 給与条例別表第3のア の行政職給料表(1)等級別基準職務表
  - (2) 給与条例別表第2のイの医療職給料表(2) 給与条例別表第4のイの医療職給料表(2)等級別基準職務表
- 3 第1項に規定する給料表および前項に規定する等級別基準職務表の適 用範囲は、規則で定める。

(第2号会計年度任用職員の給料の調整額)

第16条 第2号会計年度任用職員には、給与条例第7条の2の規定の例により算定した額を給料の調整額として支給する。

(第2号会計年度任用職員の地域手当等)

第17条 第2号会計年度任用職員の地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当および宿日直手当につい ては、給与条例の適用を受ける職員の例により支給する。

(第2号会計年度任用職員の給与の減額)

第18条 第2号会計年度任用職員が勤務しないときは、その勤務しないことについて特に承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間について、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(第2号会計年度任用職員の給与に係る端数計算)

第19条 第17条の規定により給与条例の適用を受ける職員の例により勤務 1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当 の額および前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合に おいて、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとす る。

(第2号会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額)

第20条 第2号会計年度任用職員に支給する勤務1時間当たりの給与額は、 給与条例第21条の規定の例により算定した額とする。

(会計年度任用職員の期末手当)

- 第21条 任期の定めが6箇月以上で、かつ、1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上である会計年度任用職員には、給与条例第26条の規定の例により期末手当を支給する。この場合において、期末手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 当該会計年度任用職員の基本報酬が月額である場合 月額基本報酬 等合計額
  - (2) 当該会計年度任用職員の基本報酬が日額である場合 日額基本報酬等合計額に算定期間(6月1日および12月1日以前6箇月以内の期間をいう。次号において同じ。)におけるその者の勤務した日数を乗じて得た額を在職した期間の月数で除して得た額
  - (3) 当該会計年度任用職員の基本報酬が時間額である場合 第14条第3 号に定める合計額に算定期間におけるその者の勤務した時間数を乗じ て得た額を在職した期間の月数で除して得た額

- (4) 当該会計年度任用職員が第2号会計年度任用職員である場合 給料 の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額
- 2 任期の定めが6箇月に満たない会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定めの合計が6箇月以上に至ったときは、当該会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6箇月以上の会計年度任用職員とみなす。
- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に会計年度任用職員として任用された者の任期(6箇月未満のものに限る。)の定めと前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6箇月以上に至ったときは、第1項に規定する任期の定めが6箇月以上の会計年度任用職員とみなす。
- 4 給与条例第26条の2および第26条の3の規定は、会計年度任用職員に ついて準用する。

(単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与)

- 第22条 単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与は、次の各号に 掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
  - (1) 単純な労務に雇用される第1号会計年度任用職員 基本報酬ならび に特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当およ び宿日直手当に相当する報酬ならびに期末手当
  - (2) 単純な労務に雇用される第2号会計年度任用職員 給料、通勤手当、 特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日 直手当および期末手当
- 2 単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与の基準は、その職務 と責任の特殊性を考慮し、会計年度任用職員の給与の額および支給方法 を基準として、規則で定める。

(第1号会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第23条 第1号会計年度任用職員が給与条例第11条第1項各号に定める通 勤手当の支給要件のいずれかに該当するときは、通勤手当の額に相当す る額を費用弁償として支給する。 2 通勤に係る費用弁償の額、支給日、返納等については、給与条例第11 条第2項から第6項までの規定の例による。

(公務のために旅行する会計年度任用職員の費用弁償等)

- 第24条 第1号会計年度任用職員が公務のために旅行するときは、秋田市職員等の旅費に関する条例(昭和28年秋田市条例第5号)の規定の例により、当該旅行に係る旅費の額に相当する額を費用弁償として支給する。
- 2 第2号会計年度任用職員が公務のために旅行するときは、秋田市職員 等の旅費に関する条例の規定により、当該旅行に係る旅費を支給する。

(口座振替による支給)

第25条 給与および費用弁償は、会計年度任用職員から申出があったとき は、口座振替の方法により支給することができる。

(給与からの控除)

第26条 給与条例第29条の2の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

#### 提案理由

地方公務員法の一部改正(平成29年法律第29号)等に伴い、会計年度任 用職員の給与等について定めるため、この条例を設定しようとするもので ある。

#### 議案第140号

秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件

秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

令和元年9月2日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 秋田市職員の退職手当に関する条例(昭和29年秋田市条例第2号)の一 部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

第12条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除 く。)」を削る。

附則第25項中「附則別表第1」を「附則別表」に改める。

附則第32項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第32項の 改正規定は公布の日から、第12条第1項第2号の改正規定および附則第 5項の規定は令和元年12月14日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第2条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお

従前の例による。

- 3 新条例第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、新条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する新条例第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。
- 4 前項の規定の適用を受ける者に対する新条例第7条の2の規定の適用 については、同条中「12月」とあるのは、「6月」とする。

(秋田市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

5 秋田市特別職の職員の退職手当に関する条例(昭和32年秋田市条例第 1号)の一部を次のように改正する。

第6条中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削り、「禁錮」を「禁錮」に改める。

#### 提案理由

地方公務員法の一部改正(平成29年法律第29号)等に伴い、会計年度任 用職員の退職手当について定めるとともに、規定を整備するため、改正し ようとするものである。

### 議案第141号

秋田市手数料条例の一部を改正する件

秋田市手数料条例の一部を次のように改正する。

令和元年9月2日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市手数料条例の一部を改正する条例

秋田市手数料条例(平成12年秋田市条例第4号)の一部を次のように改 正する。

別表第1第13号の次に次のように加える。

(13)の2 住民基本台帳法第15条の	住民票の除票の	1 通につき300円
4第1項、第3項又は第4項の規	写し交付手数料	
定に基づく住民票の除票の写しの		
交付		
(13)の3 住民基本台帳法第15条の	住民票の除票記	1 通につき300円
4第1項、第3項又は第4項の規	載事項証明書交	
定に基づく住民票の除票記載事項	付手数料	
証明書の交付		

別表第1第14号の次に次のように加える。

(14)の2 住民基本台帳法第21条の	戸籍の附票の除	1 通につき300円
3第1項、第3項又は第4項の規	票の写し交付手	
定に基づく戸籍の附票の除票の写	数料	
しの交付		

附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

住民基本台帳法の一部改正(令和元年法律第16号)に伴い、住民票の除票の写し等の交付に係る手数料を定めるため、改正しようとするものである。

#### 議案第142号

秋田市印鑑条例の一部を改正する件

秋田市印鑑条例の一部を次のように改正する。

令和元年9月2日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市印鑑条例の一部を改正する条例

秋田市印鑑条例(昭和50年秋田市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「もしくは通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項」を「、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)もしくは通称(同令第30条の16第1項」に改め、「および名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第7条第1項第1号中「氏名(」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(住民基本台帳法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。)がされている場合にあっては氏名および当該旧氏、」を加え、

「が記録されている」を「の記載がされている」に、「、氏名および」を 「氏名および当該」に改め、同条第2項中「(これに準ずる方法により一 定の事項を確実に記録できる物を含む。)」を削る。

第12条第1項第4号中「氏又は」を「氏(氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)又は」に改める。

附則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

# 提案理由

住民基本台帳法施行令の一部改正 (平成31年政令第152号) に伴い、印鑑登録における旧氏の取扱いについて定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

### 議案第143号

秋田市小規模水道施設条例の一部を改正する件

秋田市小規模水道施設条例の一部を次のように改正する。

令和元年9月2日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市小規模水道施設条例の一部を改正する条例 秋田市小規模水道施設条例(平成16年秋田市条例第127号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

附則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

#### 提案理由

水道法施行令の一部改正 (平成31年政令第154号) に伴い、規定を整備 するため、改正しようとするものである。

## 議案第144号

秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する件

秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和元年9月2日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年秋田市条例第32号) の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還および違約金については、法第13条、第14条第1項および第16条ならびに令第8条、第9条および第12条の規定によるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

災害 形慰金の支給等に関する法律の一部改正(令和元年法律第27号)等に伴い、災害援護資金の償還金の支払猶予に係る報告等に関する規定を整備するため、改正しようとするものである。

## 議案第145号

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担 額等に関する条例の一部を改正する件

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等 に関する条例の一部を次のように改正する。

令和元年9月2日提出

## 秋田市長 穂 積 志

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担 額等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例(平成27年秋田市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第1条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第2条第3号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第4号中「支給認定を行った子ども」を「教育・保育給付認定を行った子ども(特定満3歳以上保育認定子ども(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。次号において同じ。)を除く。)」に改め、同条第5号中「支給認定を行った子ども」を「教育・保育給付認定を行った子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを含む。)」に改める。

第3条第1号を次のように改める。

- (1) 1号認定子どもおよび2号認定子ども 零
- 第3条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第4条第1項、第5条第1項および第7条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用 者負担額等に関する条例の規定は、令和元年10月分の利用者負担額の額 から適用し、同年9月分までの利用者負担額の額については、なお従前 の例による。

## 提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正(令和元年法律第7号)等に伴い、特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額の上限額を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

## 議案第146号

秋田市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改 正する件

秋田市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を次のように改正する。

令和元年9月2日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改 正する条例

秋田市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例(平成27年秋田市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号および第2号中「の規定による報告」を「(法第30条の3 において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による 報告」に改める。

附則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

## 提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正(令和元年法律第7号)に伴い、子育 てのための施設等利用給付における報告等に係る過料について定めるため、 改正しようとするものである。

## 議案第147号

秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の 一部を次のように改正する。

令和元年9月2日提出

## 秋田市長 穂 積 志

秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例(平成26年秋田市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「いう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、 同条に次の4項を加える。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の 確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件 の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことと することができる。
  - (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの 役割の分担および責任の所在が明確化されていること。
  - (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないよう にするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合 の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事 項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
  - (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所

(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所に おいて代替保育が提供される場合 第28条に規定する小規模保育事業 A型もしくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次 号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を 勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認 める者
- 4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る 連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用 しないこととすることができる。
- 5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
  - (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条の2第1項の 規定による助成を受けている者の設置する施設(法第6条の3第12項 に規定する業務を目的とするものに限る。)
  - (2) 法第6条の3第12項および第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第17条第2項に次の1号を加える。

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行することができる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢および発達の段階ならびに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数および時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第24条第2項に規定

する家庭的保育者の居宅に限る。)において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

第24条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1 項第3号」に改める。

第38条第2号中「(平成24年法律第65号)」を削る。

第46条中「第7条第1号」を「第7条第1項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2 号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則 第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)につい ては、第7条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設を確保しないこ とができる。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(食事の提供に関する経過措置)」を付し、同項中「行う者」の次に「(次項において「施設等」という。)」を加える。

附則第9項を附則第10項とし、附則第8項を附則第9項とし、附則第7項を附則第8項とし、附則第6項の前の見出しを削り、同項を附則第7項とし、同項の前に見出しとして「(小規模保育事業所A型および保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)」を付する。

附則第5項を附則第6項とし、附則第4項を附則第5項とする。

附則第3項中「家庭的保育事業者等」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「5年」を「10年」に改め、同項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条第1項、第23条第4号(調理設備に係る部分に限る。)および第24条第1項(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法(第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等

の調理施設において調理する方法を含む。) により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

# 提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正(平成31年厚生労働省令第49号)等に伴い、保育所等との連携に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

## 議案第148号

秋田市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例および秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の一部を改正する件

秋田市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例および秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の一部を次のように改正する。

令和元年9月2日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例および秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例 次に掲げる条例の規定中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

- (1) 秋田市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例(平成21年秋田市 条例第16号)第4条第2項
- (2) 秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例(平成25年秋田市条例第24号)第4条第2項

附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

建築基準法の一部改正(平成30年法律第67号)に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

## 議案第149号

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を 改正する件

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を次のように改正する。

令和元年9月2日提出

## 秋田市長 穂 積 志

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を 改正する条例

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例(平成28年秋田市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「額は、向上計画認定申請」の次に「(次項に規定する向上計画に係るものを除く。)」を加え、同条第2項中「一の」を「1の」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法第29条第3項に規定する他の建築物(以下「他の建築物」という。)に関する事項(同項各号に掲げる事項をいう。以下同じ。)が記載されている場合の向上計画の認定の事務につき徴収する向上計画認定申請手数料の額は、向上計画認定申請1件につき、当該向上計画に記載されている同項に規定する申請建築物又は他の建築物(以下これらを「申請建築物等」という。)ごとに向上計画認定申請があったものとみなした場合における前項各号に定める額を合算した額とする。

第6条第1項中「額は、変更認定申請」の次に「(前条第2項に規定する向上計画以外の向上計画の変更(他の建築物に関する事項を新たに記載するものを除く。)に係るものに限る。)」を加え、同条第2項中「一

の」を「1の」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、 同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する変更以外の向上計画の変更の認定の事務につき徴収する変更認定申請手数料の額は、次の各号に掲げる変更認定申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を合算した額とする。
  - (1) 向上計画に記載された申請建築物等に係る変更認定申請 当該変更 に係る申請建築物等ごとに前項に規定する変更に係る変更認定申請が あったものとみなした場合における同項に定める額を合算した額
- (2) 向上計画に他の建築物に関する事項を新たに記載する変更認定申請 当該他の建築物に関する事項に係る他の建築物ごとに前条第2項に 規定する向上計画以外の向上計画に係る向上計画認定申請があったも のとみなした場合における同条第1項各号に定める額を合算した額 第8条第2項中「建築基準法第87条の2」を「同法第87条の4」に改め る。

#### 附則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第8条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正(令和元年 法律第4号)等に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定申 請手数料等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするも のである。

## 議案第150号

秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する件

秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

令和元年9月2日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 秋田市公営企業職員の給与に関する条例(昭和28年秋田市条例第17号) の一部を次のように改正する。

第14条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除 く。)」を削る。

第17条の見出し中「及び臨時雇用者」を削り、同条中「第2条に規定する職員以外で、」を「職員および会計年度任用職員以外で」に改め、「及び臨時雇用者」を削り、「職員の」を「職員および会計年度任用職員の」に改め、同条を同条第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員 給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜 間勤務手当、宿日直手当および期末手当
- (2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員 給料、前号に定める手当および退職手当
- 2 第2条第2項、第3条、第5条から第9条まで、第10条、第12条、第 14条、第15条、第16条第1項、同条第2項(部分休業および介護休暇に 係る部分に限る。)、第16条の3および第16条の6の規定(会計年度任

用職員が前項第1号に掲げる会計年度任用職員である場合にあっては、第14条の規定を除く。)は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、第15条中「の規定」とあるのは「および秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年秋田市条例第一号)の規定」と、第16条第2項中「小学校就学の始期」とあるのは「3歳」と、「2時間」とあるのは「当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間」と、第16条の6ただし書中「期末手当および勤勉手当」とあるのは「期末手当」と読み替えるものとする。

## 附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第14条第2項第 2号の改正規定は、令和元年12月14日から施行する。

### 提案理由

地方公務員法の一部改正(平成29年法律第29号)等に伴い、公営企業の会計年度任用職員の給与の種類および基準について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

# 議案第151号

奥羽本線秋田駅構内千秋山崎こ道橋(仮称)新設工事の施行に関する協定を締結する件

次により工事施行協定を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年秋田市条例 第18号)第2条の規定により議会の議決を求める。

令和元年9月2日提出

# 秋田市長 穂 積 志

- 1 協 定 名 奥羽本線秋田駅構内千秋山崎こ道橋(仮称)新設工 事の施行に関する協定
- 2 工事場所 秋田市中通七丁目地内ほか
- 3 協定金額 6,467,500,000円
- 4 協定の相手方 宮城県仙台市青葉区五橋一丁目1番1号 東日本旅客鉄道株式会社 東北工事事務所長 谷 ロ 俊 一

### 提案理由

奥羽本線秋田駅構内千秋山崎こ道橋(仮称)新設工事の施行に関する協 定を締結するため、議会の議決を求めようとするものである。

# 議案第152号

市道路線を認定する件

次の道路を市道路線に認定することについて、道路法(昭和27年法律第 180号)第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和元年9月2日提出

秋田市長 穂 積 志

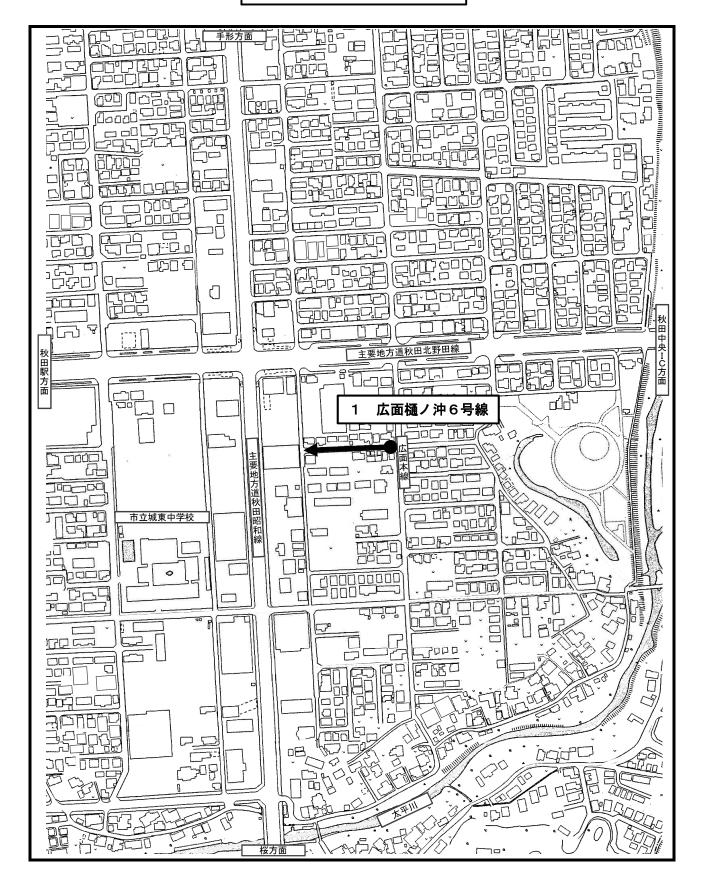
路線名	起	点	重要な	延 長	幅員
路線名	終	点	経過地	(メートル)	(メートル)
広面樋ノ沖6	広面字樋ノ沖25	番3地先		110.00	6. 00
号線	広面字樋ノ沖44	番 2 地 先		110.00	0.00
仁井田本町20	仁井田本町三丁目	11番13地先		F0 00	6.00
号線	仁井田本町三丁目	11番11地先		52.00	7.00
堤台二丁目27	御所野堤台二丁目	2番53地先		101 00	0.00
号線	御所野堤台二丁目	2番58地先		101.00	8.00
学園団地 5 号	河辺北野田高屋字 <sup>4</sup> 12地先	雷谷地34番		90.70	6 00
線	河辺北野田高屋字 <sup>4</sup> 10地先	雷谷地33番		80.70	6.00
学園団地6号線	河辺北野田高屋字' 4地先	雷谷地33番		43.20	6. 00
Nex	河辺北野田高屋字 <sup>4</sup> 10地先	雷谷地33番		43.20	0.00

# 提案理由

宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路 線に認定しようとするものである。

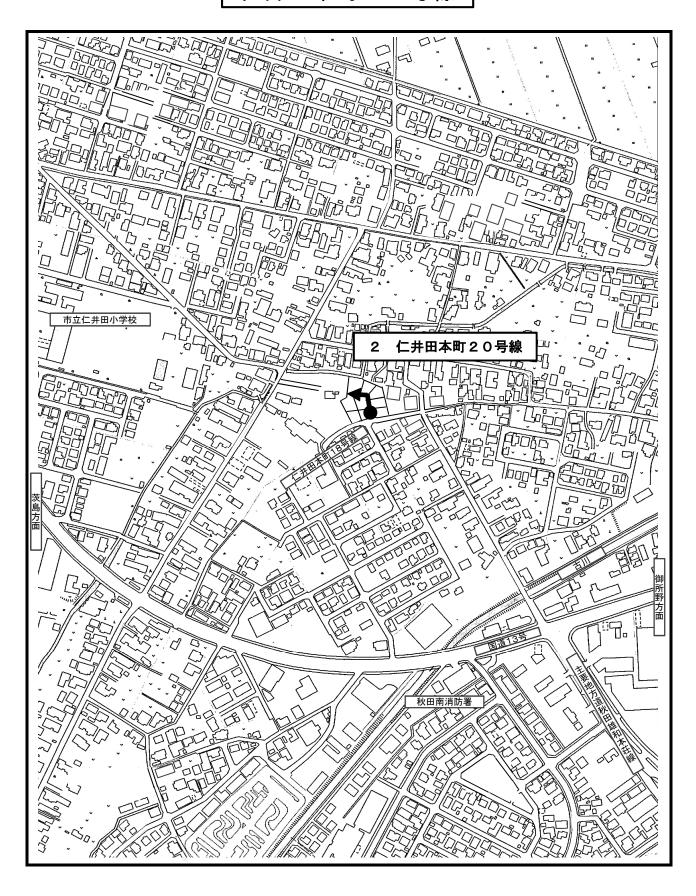
番号	路線名	延長 ( m )	幅員 (m)
1	広面樋ノ沖6号線	110.00	6.00
2	仁井田本町20号線	52.00	$6.00 \sim 7.00$
3	堤台二丁目27号線	101.00	8.00
4	学園団地 5 号線	80.70	6.00
5	学園団地 6 号線	43.20	6.00
	合 計 延 長	386.90	

# 広面樋ノ沖6号線



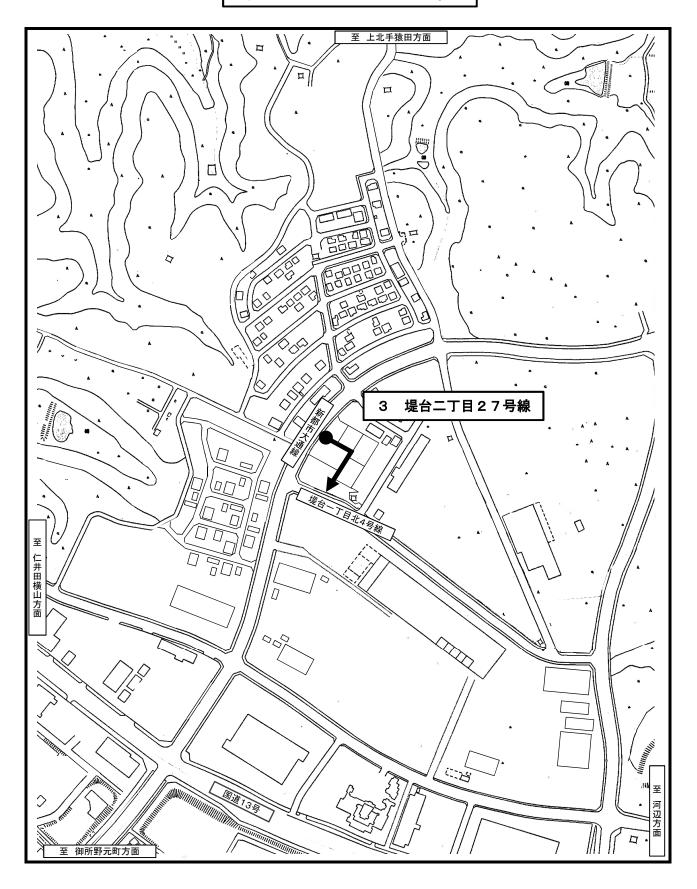
# 市道認定路線図

# 仁井田本町20号線

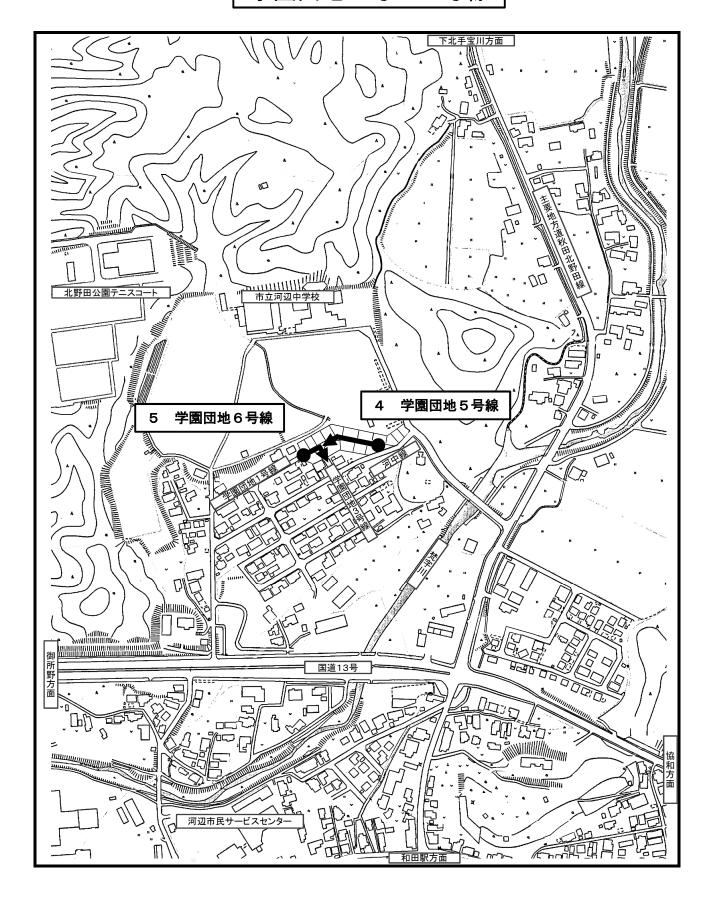


# 市道認定路線図

# 堤台二丁目27号線



# 学園団地5号・6号線



## 議案第153号

サル舎等整備事業サル舎新築工事請負契約を締結する件

次により工事請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年秋田市条例 第18号)第2条の規定により議会の議決を求める。

令和元年9月2日提出

# 秋田市長 穂 積 志

1 工 事 名 サル舎等整備事業 サル舎新築工事

2 工 事 場 所 秋田市浜田字潟端地内

3 契 約 方 法 総合評価落札方式による公募型指名競争入札

4 契約金額 270,600,000円

5 契約の相手方 秋田市雄和平沢字舟津田78番地1

伊藤工業株式会社

代表取締役社長 伊藤 満

### 提案理由

サル舎等整備事業サル舎新築工事を施行するため、議会の議決を求めようとするものである。

## 議案第154号

市道川尻新屋線新川橋架替工事(床版・橋面工)請負契約を締結する件

次により工事請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年秋田市条例 第18号)第2条の規定により議会の議決を求める。

令和元年9月2日提出

秋田市長 穂 積 志

1 工 事 名 市道川尻新屋線新川橋架替工事(床版・橋面工)

2 工 事 場 所 秋田市川尻若葉町地内ほか

3 契約方法 総合評価落札方式による公募型指名競争入札

4 契約金額 282,700,000円

5 契約の相手方 岡精組・秋田鋪道特定建設工事共同企業体

代表者 秋田市河辺戸島字ヲソノ11番地

株式会社岡精組

代表取締役 橋 本 充

### 提案理由

市道川尻新屋線新川橋架替工事(床版・橋面工)を施行するため、議会 の議決を求めようとするものである。

## 議案第155号

土地および建物を売り払う件

次の土地および建物を売払いすることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年秋田市条例 第18号)第3条の規定により議会の議決を求める。

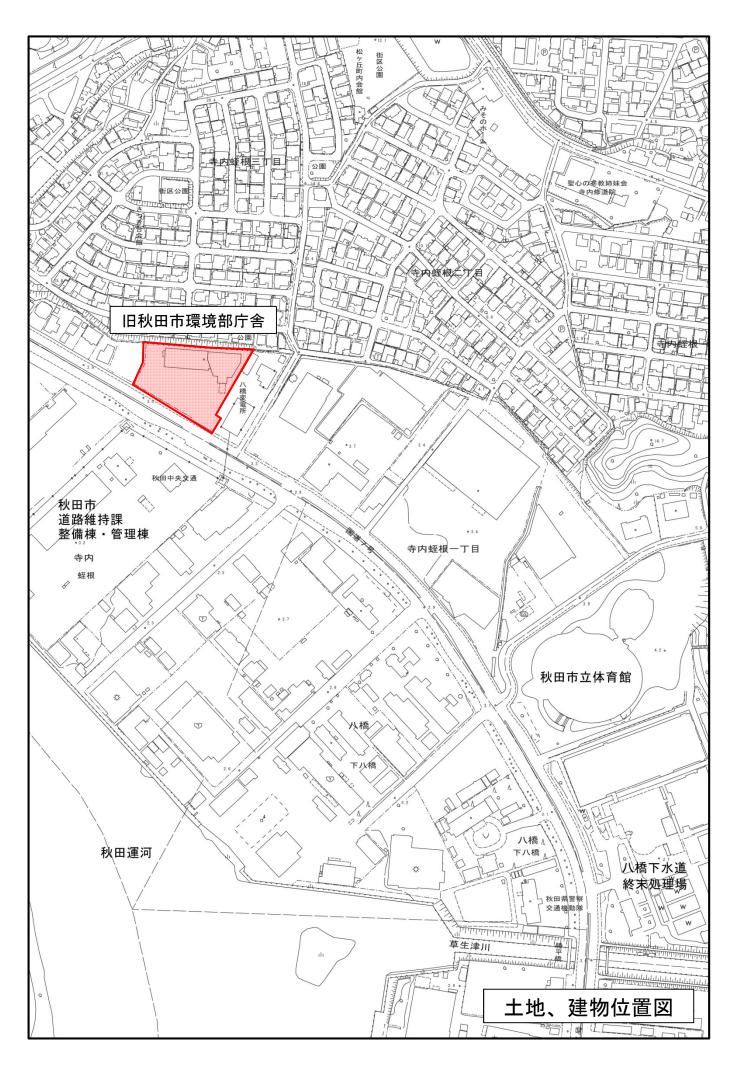
令和元年9月2日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 土地および建物の所在
  - (1) 土地 秋田市寺内蛭根三丁目85番4
  - (2) 建物 秋田市寺内蛭根三丁目85番地4
- 2 土地の地目および建物の種類
  - (1) 土地 宅地
  - (2) 建物 事務所
- 3 土地および建物の面積
  - (1) 土地 5,428.76平方メートル
  - (2) 建物 2,905.79平方メートル
- 4 売払いの相手方 秋田県潟上市昭和豊川槻木字槻13番地の1 ユナイテッド計画株式会社 代表取締役 平 野 久 貴
- 5 売払価格 197,220,000円

## 提案理由

土地および建物を売払いするため、議会の議決を求めようとするもので ある。



## 議案第156号

令和元年度秋田市一般会計補正予算 (第3号)

令和元年度秋田市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ404,420千円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136,469,971千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに 補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 (債務負担行為の補正)
- 第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。 (市債の補正)
- 第3条 市債の変更は、「第3表 市債補正」による。

令和元年9月2日提出

秋田市長 穂 積 志

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	<u> </u>		
		千円	千円	千円		
11 地方特例交	5付金	483, 660	35, 686	519, 346		
	2 子ども・子育て支援臨時交付金	208, 913	35, 686	244, 599		
16 国庫支出金	È	22, 878, 232	22, 878, 232 131, 982			
	1 国庫負担金	18, 205, 761	99, 118	18, 304, 879		
	2 国庫補助金	4, 593, 783	32, 864	4, 626, 647		
17 県支出金	17 県支出金		50, 758	9, 269, 644		
	1 県負担金	5, 906, 117	47, 443	5, 953, 560		
	2 県補助金	2, 656, 848	3, 315	2, 660, 163		
19 寄附金		201, 553	1,500	203, 053		
	1 寄附金	201, 553	1,500	203, 053		
21 繰越金		818, 907	77, 494	896, 401		
	1 繰越金	818, 907	77, 494	896, 401		
23 市債		13, 545, 600	107, 000	13, 652, 600		
	1 市債	13, 545, 600	107, 000	13, 652, 600		
	歳 入 合 計	136, 065, 551	404, 420	136, 469, 971		

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
o 40 75 #		千円	千円	千円
2 総務費		17, 733, 640	115, 592	17, 849, 232
	1 総務管理費	15, 661, 594	107, 729	15, 769, 323
	2 徴税費	1, 056, 131	7, 863	1, 063, 994
3 民生費		50, 935, 890	55, 942	50, 991, 832
	2 児童福祉費	18, 475, 590	55, 942	18, 531, 532
4 衛生費		9, 317, 905	64, 409	9, 382, 314
	2 保健所費	1, 668, 233	64, 409	1, 732, 642
6 農林水産業	<b>类費</b>	2, 914, 238	3, 296	2, 917, 534
	1 農業費	2, 120, 351	3, 296	2, 123, 647
7 商工費		9, 565, 327	7, 500	9, 572, 827
	1 商工費	9, 565, 327	7, 500	9, 572, 827
8 土木費		14, 674, 519	12, 500	14, 687, 019
	1 土木管理費	313, 790	1,000	314, 790
	7 住宅費	689, 787	11, 500	701, 287
10 教育費		11, 180, 198	145, 181	11, 325, 379
	2 小学校費	2, 983, 303	325	2, 983, 628
	3 中学校費	1, 409, 872	175	1, 410, 047
	5 幼稚園費	374, 273	143, 681	517, 954
	6 社会教育費	1, 943, 572	1,000	1, 944, 572
	歳 出 合 計	136, 065, 551	404, 420	136, 469, 971

# 第2表 債務負担行為補正

(追 加)

事項	期間	限度額
行政手続案内システム構築事業	令和元年度 〈 令和2年度	千円 8,748
雄和学校給食センター調理業務委託経費	令和元年度 〈 令和2年度	18, 298

(変 更)

事項	補	正	前		補	正	後	
<b>一</b>	期間	限	度	額	期間	限	度	額
				千円				千円
小学校共同調理場調理業務委託経費	令和元年度			234	令和元年度			17, 577
(令和元年度設定)	5				5			
	令和2年度				令和2年度			

# 第3表 市債補正

起	債	の	目	的	限		度		額	起信	責の	利	率	償	還	の	方	法
	俱	V)	Ħ	םט	補正前の額	補	正	額	計	方	法	不叮	<del>T</del>	順	歴	V)	))	
総		務		費	千円 2,737,300			千円 7,000	千円 2,844,300									
		計			13, 545, 600		107	, 000	13, 652, 600									

#### 議案第157号

令和元年度秋田市学校給食費会計補正予算 (第1号)

令和元年度秋田市の学校給食費会計補正予算 (第1号) は、次に定める ところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第214条の規定により債務を 負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和元年9月2日提出

## 第1表 債務負担行為

事    項	期間	限 度 額
学校給食物資安定供給業務委託経費	令和元年度 〈 令和4年度	千円 3,823,122

一般会計 歲入歲出補正予算事項別明細書

#### 

款	補正前の額	補 正 額	計
11 地方特例交付金	千円 483, 660	千円 35, 686	千円 519, 346
16 国庫支出金			23, 010, 214
	22, 878, 232	131, 982	
17 県支出金	9, 218, 886	50, 758	9, 269, 644
19 寄附金	201, 553	1, 500	203, 053
21 繰越金	818, 907	77, 494	896, 401
23 市債	13, 545, 600	107, 000	13, 652, 600
歳 入 合 計	196 005 551	404 400	196 460 071
歳 入 合 計	136, 065, 551	404, 420	136, 469, 971

## 歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	17, 733, 640	115, 592	17, 849, 232
3 民生費	50, 935, 890	55, 942	50, 991, 832
4 衛生費	9, 317, 905	64, 409	9, 382, 314
6 農林水産業費	2, 914, 238	3, 296	2, 917, 534
7 商工費	9, 565, 327	7, 500	9, 572, 827
8 土木費	14, 674, 519	12, 500	14, 687, 019
10 教育費	11, 180, 198	145, 181	11, 325, 379
歳 出 合 計	136, 065, 551	404, 420	136, 469, 971

det-	補正額の	財源内訳源	
特 国県支出金	定 財 債		一般財源
一	千円	千円	千円
	107, 000		8, 592
41, 955			13, 987
26, 867			37, 542
756			2, 540
4, 812			2, 688
			12,500
108, 350		1, 500	35, 331
182, 740	107, 000	1, 500	113, 180

## 2 歳 入

#### 11款 地方特例交付金

#### 2項 子ども・子育て支援臨時交付金

目	補正前の額	補正額	計	節	
	1円111円 リノ6頃	1	БI	区 分	金 額
	千円	千円	千円		千円
1 子ども・子育て支援臨時交付	208, 913	35, 686	244, 599	1 子ども・子育	35, 686
金				て支援臨時交	
				付金	
計	208, 913	35, 686	244, 599		

#### 16款 国庫支出金

## 1項 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	17, 943, 101	27, 970	17, 971, 071	5 児童福祉費負	27, 970
				担金	
3 教育費国庫負担金	52, 100	71, 148	123, 248	1 幼稚園費負担	71, 148
				金	
計	18, 205, 761	99, 118	18, 304, 879		

## 16款 国庫支出金

#### 2項 国庫補助金

3 衛生費国庫補助金	45, 208	26, 867	72, 075	1 保健所費補助	26, 867
				金	
5 商工費国庫補助金	613, 997	4, 125	618, 122	1 商工費補助金	4, 125
8 教育費国庫補助金	204, 875	1,872	206, 747	3 幼稚園費補助	1,872
				金	
計	4, 593, 783	32, 864	4, 626, 647		

	説	明	
01 子ども・子育て支援臨時交付金		(財 政) 3	千円 35,686

09 子育てのための施設等利用給付交付金	(子ど育)	27, 970
02 子育てのための施設等利用給付交付金	(子ど育)	71, 148

34 特定感染症検査等事業費補助金	(保健総)	26, 867
09 廃止石油坑井封鎖事業費補助金	(産業企)	4, 125
02 子ども・子育て支援交付金	(子ど育)	1,872

## 17款 県支出金 1項 県負担金

目	補正前の額 補 正 額 計	글 -		節																		
	州北別の役	明り彼 州 正 彼   司	1m 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1	III 11. 11.	1m 11. 11.	111 117	т ц 領	1m 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1	加业饭	1m 1L 11X	加业物	1111 工 (快	1m 1L 11g		11 11 ()	11 11 10	加业级		区	分	金	額
	千円		千円	千円				千円														
1 民生費県負担金	5, 843, 771	13,	, 985	5, 857, 756	5 児童	[福祉費負		13, 985														
					担金	È																
3 教育費県負担金	57, 008	33,	, 458	90, 466	1 幼稚	<b></b>		33, 458														
					金																	
<b>1</b>	5, 906, 117	47,	, 443	5, 953, 560																		

## 17款 県支出金 2項 県補助金

4 農林水産業費県補助金	442, 402	756	443, 158	1 農業費補助金	756
5 商工費県補助金	700	687	1, 387	1 商工費補助金	687
8 教育費県補助金	54, 512	1,872	56, 384	3 幼稚園費補助金	1, 872
計	2, 656, 848	3, 315	2, 660, 163		

## 1 9 款 寄附金 1 項 寄附金

4 教育費寄附金	50	1,500	1, 550	2 社会教育費寄	1,000
				附金	
				3 小学校費寄附	325
				金	
				4 中学校費寄附	175
				金	
計	201, 553	1,500	203, 053		

	説	明	
17 子育で支援施設等利用給付費負担金		(子ど育)	千円 13, 985
02 子育て支援施設等利用給付費負担金		(子ど育)	33, 458

23 中山間農業応援事業費補助金	(産業企)	756
21 廃止石油坑井封鎖事業費補助金	(産業企)	687
05 地域子ども・子育て支援事業費補助金	(子ど育)	1, 872

01 社会教育費寄附金	(明徳館)	1,000
03 小学校費寄附金	(教委総)	325
01 中学校費寄附金	(教委総)	175

17款 県支出金 19款 寄附金

## 21款 繰越金

## 1項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節			
Ħ	畑上削り強	1 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	日日	区	分	金	額
	千円	千円	千円				千円
1 繰越金	818, 907	77, 494	896, 401	1 前年	度繰越金		77, 494
計	818, 907	77, 494	896, 401				

## 23款 市債

1項 市債

1 総務債	2, 737, 300	107, 000	2, 844, 300	1 総務債	107, 000
計	13, 545, 600	107,000	13, 652, 600		

	説	明	
01 前年度繰越金		(財 政)	千円 77, 494

16 地域総合整備資金貸付事業債	(財 政)	107, 000

## 3 歳 出

## 2款 総務費

## 1項 総務管理費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補正額	計	特	定財	源	一般財源
				国県支出金	市 債	その他	一
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	8, 889, 168	729	8, 889, 897				729
6 企画費	3, 716, 959	107, 000	3, 823, 959		107, 000		
<b>⇒</b> 1	15 001 504	105 500	15 500 000		107.000		500
計	15, 661, 594	107, 729	15, 769, 323	0	107, 000	0	729

## 2款 総務費

#### 2項 徴税費

2 賦課徴収費	247, 135	7, 863	254, 998				7, 863
計	1, 056, 131	7, 863	1, 063, 994	0	0	0	7, 863

#### 3款 民生費

## 2項 児童福祉費

1 児童福祉総	11, 238, 690	55, 942	11, 294, 632	41, 955			13, 987
務費							
計	18, 475, 590	55, 942	18, 531, 532	41, 955	0	0	13, 987

## 4款 衛生費

#### 2項 保健所費

1 保健所総務費	738, 952	317	739, 269			317
3 予防費	679, 038	64, 092	743, 130	26, 867		37, 225

節				
区分	金額	説	明	
	千円			千円
14 使用料及び賃	729	【企画財政部関係】		729
借料		行政手続案内システム構築事業		729
21 貸付金	107,000	【企画財政部関係】		107, 000
		地域総合整備資金貸付事業		107,000

13 委託料	7, 863	【企画財政部関係】	7, 863
		税制改正関連システム変更経費	7, 863

20 扶助費	55, 942	【子ども未来部関係】	55, 942
		子育て支援施設等利用給付費	55, 942

19 負担金、補助	317	【福祉保健部関係】	317
及び交付金		奨学金返還助成事業	317
12 役務費	3, 179	【福祉保健部関係】	64, 092
13 委託料	60, 012	風しん抗体検査費・予防接種費助成事業	64, 092

2款 総務費 3款 民生費 4款 衛生費

## 4款 衛生費

## 2項 保健所費

				補	正	額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補正額	計	特	定	財	源	一般財源
				国県支出金	市	債	その他	一
	千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円
計	1, 668, 233	64, 409	1, 732, 642	26, 867		0	0	37, 542

## 6款 農林水産業費

#### 1項 農業費

3 農業振興費	914, 399	2, 540	916, 939				2, 540
7 山村振興費	4, 213	756	4, 969	756			
計	2, 120, 351	3, 296	2, 123, 647	756	0	0	2, 540

#### 7款 商工費

## 1項 商工費

2 商業振興費	7, 138, 300	2,000	7, 140, 300				2,000
3 工業振興費	985, 804	5, 500	991, 304	4, 812			688
計	9, 565, 327	7, 500	9, 572, 827	4, 812	0	0	2, 688

## 8款 土木費

#### 1項 土木管理費

2 建築指導費	18, 720	1,000	19, 720				1,000
計	313, 790	1,000	314, 790	0	0	0	1,000

節			
区分	金額	説	明
19 負担金、補助 及び交付金	千円 901		千円

19 負担金、補助	2, 540	【産業振興部関係】	2, 540
及び交付金		6 次産業化起業・事業拡大支援事業	2, 540
19 負担金、補助	756	【産業振興部関係】	756
及び交付金		中山間地域農業支援事業	756

19 負担金、補助 及び交付金	2,000	【産業振興部関係】 秋田 e スポーツフェスティバル開催費補助金	2, 000 2, 000
13 委託料	5, 500	【産業振興部関係】 廃止石油坑井封鎖事業	5, 500 5, 500

19 負担金、補助 及び交付金	1,000	【都市整備部関係】 木造住宅耐震改修等事業	1,000 1,000

4款 衛生費 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費

## 8款 土木費 7項 住宅費

				補	正	額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補正額	計	特	定	財	源	一般財源
				国県支出金	市	債	その他	川文 尺 7 0 示
	千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円
1 住宅管理費	561, 692	11, 500	573, 192					11,500
計	689, 787	11, 500	701, 287	0		0	0	11, 500

## 10款 教育費

2項 小学校費

2 教育振興費	415, 707	325	416, 032			325	
計	2, 983, 303	325	2, 983, 628	0	0	325	0

#### 10款 教育費

3項 中学校費

2 教育振興費	348, 258	175	348, 433			175	
計	1, 409, 872	175	1, 410, 047	0	0	175	0

## 10款 教育費

5項 幼稚園費

1 幼稚園費	374, 273	143, 681	517, 954	108, 350			35, 331
計	374, 273	143, 681	517, 954	108, 350	0	0	35, 331

節			明	
区分	金額	説		
19 負担金、補助 及び交付金	千円 11,500	【都市整備部関係】 多世帯同居・近居推進事業		千円 11,500 11,500

11 需用費	325	【教育委員会関係】	325
		小学校教育振興費	325

11 需用費	175	【教育委員会関係】	175
		中学校教育振興費	175

19 負担金、補助	5, 616	【子ども未来部関係】	143, 681
及び交付金		幼稚園副食費補足給付事業	5, 616
20 扶助費	138, 065	幼稚園利用給付費	138, 065

## 10款 教育費

## 6項 社会教育費

				補	正	額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補正額	計	特	定	財	源	一般財源
				国県支出金	市	債	その他	<u> </u>
	千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円
4 図書館費	208, 395	1,000	209, 395				1,000	
計	1, 943, 572	1,000	1, 944, 572	0		0	1,000	0

節				
区 分	金額	説		
11 需用費	千円 1,000	【教育委員会関係】 明徳館図書資料整備経費		千円 1,000 1,000

# 債務負担行為で翌年度以降にわたる又は支出額の見込み及び当該年度

(追 加)

(22 37)					
事項	限	度	額	当 該 年 支 出 期 間	E 度 以 降 の 予 定 額 金 額
行政手続案内システム構築事業			千円 8,748	令和元年度 ~ 令和2年度	千円 8,748
雄和学校給食センター調理業務委託経費			18, 298	令和元年度 〈 令和2年度	18, 298

(変 更)

(友 史/					
事項	限	度	額	当該出	予 定 額
小学校共同調理場調理業務委託経費 (令和元年度設定)	補正前		千円 234	期 間 令和元年度 ~ 令和2年度	金 千円 234
	補正額		17, 343	令和元年度 〈 令和2年度	17, 343
	補正後		17, 577	令和元年度 ~ 令和2年度	17, 577

# ものについての前年度末までの支出額以降の支出予定額等に関する調書

	左	D	財	源	内	訳
	特	定	財	源		一 般 財 源
玉		金市		そ の	他	
		千円	千円		千円	千円
						8, 748
						18, 298

左	の財	源内	訳
特	定財	源	一般財源
国 県 支 出 金	市債	その他	
千円	千円	千円	千円
			994
			234
			17, 343
			17, 577

## 市債の前前年度末におけるび当該年度末における現在

	前年度末現在高	当 該 年 度 中							
区 分		当該	年度中起債見込						
	見 込 額	補正前の額	補 正 額	計					
1 普 通 債	75, 380, 959	7, 980, 500		7, 980, 500					
1 B W K	10,000,000	1, 500, 600		1, 500, 600					
(1) 土 木	32, 428, 258	2, 830, 800		2, 830, 800					
(2) 農 林 水 産	1, 060, 006	241, 200		241, 200					
(3) 教 育	10, 244, 008	953, 700		953, 700					
(4) 公 営 住 宅	2, 869, 494	78, 200		78, 200					
(5) 保健衛生	5, 456, 640	450, 100		450, 100					
(6) 消 防	3, 648, 612	241, 800		241, 800					
(7) 民 生	522, 038	188, 800		188, 800					
(8) 商 工	2, 690	33, 100		33, 100					
(9) 過 疎 債	405, 431	221, 300		221, 300					
(10)その他	18, 743, 782	2, 741, 500		2, 741, 500					
2 災害復旧債	561, 449	82, 000		82, 000					
(1) 土 木	285, 025	69, 600		69, 600					
(2) 農 林 水 産	185, 355	12, 400		12, 400					
(3) 教 育	3, 859								
(4) 公 営 住 宅	1, 210								
(5) 保健衛生	86, 000								
3 そ の 他	60, 505, 787	5, 483, 100	107, 000	5, 590, 100					
地域総合整備 (1) 資金貸付金	1, 264, 256		107, 000	107, 000					
(2) 減税補てん債	1, 163, 816								
(3) 臨時財政対策債	58, 077, 715	5, 483, 100		5, 483, 100					
습 計	136, 448, 195	13, 545, 600	107, 000	13, 652, 600					

## 現在高並びに前年度末及高の見込みに関する調書

(単位:千円)

増 減	見 込		当該年度末
当 討	年 度 中 元 金 償 還 見		現 在 高
補正前の額	補 正 額	計	見 込 額
8, 682, 150		8, 682, 150	74, 679, 309
3, 410, 773		3, 410, 773	31, 848, 285
90, 301		90, 301	1, 210, 905
1, 265, 488		1, 265, 488	9, 932, 220
204, 814		204, 814	2, 742, 880
840, 316		840, 316	5, 066, 424
580, 672		580, 672	3, 309, 740
75, 557		75, 557	635, 281
1, 351		1, 351	34, 439
86, 321		86, 321	540, 410
2, 126, 557		2, 126, 557	19, 358, 725
19, 206		19, 206	624, 243
11, 173		11, 173	343, 452
7, 444		7, 444	190, 311
288		288	3, 571
301		301	909
			86, 000
4, 384, 260		4, 384, 260	61, 711, 627
112, 689		112, 689	1, 258, 567
269, 805		269, 805	894, 011
4, 001, 766		4, 001, 766	59, 559, 049
13, 085, 616		13, 085, 616	137, 015, 179

## 歳入に関する調

歳 出 総 額 404,420 千円

上記のうち特定財源 291,240

差 引 一 般 財 源 113,180

#### こ の 補 て ん

(単位:千円)

	款					金	額			項	金	額		
11 地	方	特	例	交	付	金		35, 686	2	子ども	<ul><li>子育て支援臨</li></ul>	寺交付金		35, 686
21 繰			越			金		77, 494	1	繰	越	金		77, 494
		į	十					113, 180						

学 校 給 食 費 会 計 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

# 債務負担行為で翌年度以降にわたる又は支出額の見込み及び当該年度

事項	限	度	額	当 該 年 支 出	予定額
				期間	金額
			千円		千円
学校給食物資安定供給業務委託経費			3, 823, 122	令和元年度 〈	3, 823, 122
				令和4年度	

# ものについての前年度末までの支出額以降の支出予定額等に関する調書

		左		の財			源		内	訳						
		特		定		財		源					1	般	会	計
玉	県	支	出	金	市	債	1		そ	の	他	繰	入		金	
				千円			千円				千円				千円	
											3, 648, 444				174,678	

## 議案第158号

平成30年度秋田市水道事業会計決算認定の件

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、 平成30年度秋田市水道事業会計決算を議会の認定に付する。

令和元年9月2日提出

#### 議案第159号

平成30年度秋田市下水道事業会計決算認定の件

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、 平成30年度秋田市下水道事業会計決算を議会の認定に付する。

令和元年9月2日提出

## 議案第160号

平成30年度秋田市農業集落排水事業会計決算認定の件

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、 平成30年度秋田市農業集落排水事業会計決算を議会の認定に付する。

令和元年9月2日提出